

国土交通省からの聴聞について

ダイハツ工業株式会社は本日、認証試験における不正行為に関する国土交通省による聴聞において、予定される当社への不利益処分の原因となる事実その他当該聴聞に係る事案に関して、当社としての意見はない旨を回答いたしました。

日本の道路事情に即した「軽自動車」という社会インフラに関わる立場でありながら、認証を軽視していると指摘されざるをえない不正行為により関連法令違反を行ってきたことは、自動車メーカーとしての根幹を揺るがす事態であると、大変重く受け止めております。お客様をはじめとするすべてのステークホルダーの信頼を裏切り、多大なご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫びいたします。

今後も引き続き国土交通省のご指導に従ってまいります。

なお、国土交通省が予定している当社に対する不利益処分の内容及び原因となる事実は、以下のとおりです。

不利益処分の内容			不利益処分の原因となる事実
概要	指定取消の対象（注）		
	通称名	型式	
自動車の型式指定の取消し	ダイハツ・ グランマックス	5BF-S403P 5BF-S413P	ダイハツ工業株式会社が、自動車の型式指定申請に係るオフセット前面衝突試験及びフルラップ前面衝突試験において、本来、センサーにより衝突を検知して作動するエアバッグをタイマーで作動させる等、試験車両に対する不正な加工を行い、申請に係る自動車と異なる構造の自動車を用いて試験を実施したこと等、不正の手段により自動車の型式について指定を受けた。
	トヨタ・ タウンエース	5BF-S403U 5BF-S413U	
	マツダ・ ボンゴ	5BF-S403F 5BF-S413F	

（注）取消の日までに製作された自動車については、型式指定の取消しの効力は及ばないものとされる。

※[国土交通省報道発表資料](#)より引用

以上